

野良のかぜ 街のかぜ

2013年
平成25年
6月議会

横山秀男の市政報告

●発行者：日高市議会議員 横山秀男 ●連絡先：〒350-1255 日高市武蔵台1-11-1 ●電話・FAX：042-982-0369
 メール：k-yoko@s2.so-net.ne.jp ブログ：http://d.katera.ne.jp/hideoyok/

■教育行政について

1. 新教育長としての抱負について
 - (1) 教育長は市民と教育の現場に対して、着任のメッセージを発したのか。その内容はどのようなことか。
 - (2) 大津市のいじめに関する第三者調査委員会の報告書をどう捉えたか。
2. 日高市教育振興計画及び平成25年度重点計画について
 - (1) 教育に関する3つの達成目標が「達成された」の意味は何か。
 - (2) 3つの日高市教育ビジョンのうちの一つである「和」は、具体的施策の展開にどう込められているのか。
3. 全国学力・学習状況調査について
 - (1) 公表についての方針と課題への対応をどう考えているのか。
4. 学校の規模格差の問題について
 - (1) 現状をどう捉え、課題として現在までどう認識しているか。
 - (2) 今後どのように検討していくのか。

■一部事務組合について

1. 旧西部広域事務組合の用途不明金について
 - (1) 事件の解明の進捗をどう把握しているか。
 - (2) 一部事務組合の決算、財政状況の把握に関してどのように関与しているか。また負担金に関する監査をどのように行っているか。
2. 一部事務組合の情報開示について

- (1) 現状の情報開示は不十分と考えられるが市の見解は。
3. 地方自治法改正事項の適用について
 - (1) 特例一部事務組合として簡素化と透明化を図るべきと考えるが、市の考えは。

■住宅政策について

1. 市営住宅維持管理事業について
 - (1) 日高市営住宅長寿命化計画の概要と市民コメントの成果は。
 - (2) 計画案に住民意見はどうか反映されたか。
 - (3) 市の「住生活」政策の一環として位置づけられているか。
2. 総合計画実施計画での住宅施策について
 - (1) 住宅、住生活に関わる事業としてどのようなものがあるか。
 - (2) 住民福祉の全体的実現としての組織横断認識があるか。
 - (3) 空き家ストック流通対策を行う考えは。
 - (4) 定住促進事業の位置づけをどう考えているのか。
3. 住生活基本法と住生活基本計画の策定について
 - (1) 国交省全国計画～市町村計画をどう認識しているか
 - (2) 市民誘致の発想が必要ではないか。

■市民まつりについて

- (1) 運営と配置の発想転換は可能か

平成25年6月一般質問

多角的に問題点を提示

- ▶ 新教育長、教育といじめ問題に本格的に答弁。
- ▶ 不祥事発生西部広域事務組合の市の関与状況と地方自治法上の組織課題を質しました。
- ▶ 住生活への取り組みを多角的に質す。
- ▶ 顧客重視の市民まつり運営への発想転換を求めた。

教育行政について

1. 新教育長としての抱負について

(1) 教育長は市民と教育の現場に対して、着任のメッセージを發したのか。

教育長は、日高市教育委員会の学校教育課長や学校教育部長を歴任されまして、平成22年からことし3月まで高麗中学校の校長でいらっしやうた。この経緯から日高市の教育に教育長は非常に大きな貢献をされた方です。お人柄、考え方もよく知られている。しかし、教育長という要職につかれたことで市民は注目している。就任早々の地域メディアに載ったインタビュー記事も私承知しておりまして、それから広報ひだか5月号にも紹介が載りました。この2つ以外の情報には私は接していませんが、日高市教育の先頭に立つお立場として、どのような抱負をお持ちであるか伺いたい。

(2) 大津市のいじめに関する第三者調査委員会の報告書

どう捉えたか。

平成23年10月に発生した大津市立中学校のいじめ自殺は、これは教育界だけでなく、日本社会に大きな波紋を及ぼした事件となり、これに対して、ことし1月31日に大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会による報告書が公表された。

これは220ページある大部なものだが、私も何とか通読した。その中で厳しい環境の中の生徒及び教師の多忙化というのは、非常によく理解できた。教育長として日高市の教育に関する課題として、どのようにお捉えになったか伺いたい。

2. 日高市教育振興計画及び平成25年度重点計画について

(1) 教育に関する3つの達成目標が「達成された」の意味は何か。

日高市の教育指針は、志のある人を育み、和と活のあるまちをつくる日高教育、こういうビジョンに込められており、平成23年度から27年度の日高市教育振興基本計画に策

定されている。日高市の教育施策は、全てここから出発。年度計画としても、日高市教育重点施策として10目標ある。1番目、教育に関する3つの達成目標、学力の推進が達成されるとあるが、どういう意味か。予算とその目標の指標がたくさん示されており、当事者だけがわかるような書き方で、私は何度読み返しても理解不能だった。

また、同じ事業の同一予算のものとの2番目、小中学校の連携強化という項目もあり、これも達成とあるが、理解が非常に難しかった。これは学校教育の一番大事なところ、基本計画との関連から、もっとわかりやすく説明すべきではないか。

(2) 3つの教育ビジョンのうちの一つである「和」は、具体的施策の展開にどう込められているのか

志、和、活、これが先ほど申し上げた日高市教育ビジョンの3つのテーマ。教育行政の2つの目的である学校教育と生涯学習の充実、この2つを和という言葉でつなげて表現しているのが非常に特徴で

ある。教育の場合の目標や標語は、3つを並べることが多い。わかりやすさのためかと思うが、教育ビジョンとして、明確に伝わってこない。和というものは、曖昧さと価値観の伴う言葉ではないか、教育目的としてはなじまないのではないかという思いがあるが、実際の施策の展開にどう込められているのか。

3. 全国学力・学習状況調査について

(1) 公表についての方針と課題への対応をどう考えているのか。

4月24日に小学6年と中学3年を対象にした文部科学省の全国学力・学習状況調査が実施された。これは県内の公立の小中学校は全部参加。文部科学省は、個別の学校名と市町村名の公表を禁じているが、県知事と県教育長は、地元との情報共有のために公表が望ましいと明言。前回経過も踏まえての市の方針はどうか

題について

(1) 現状をどう捉え、課題として現在までどう認識しているか。

市内小中学校の規模の差は、これは一般的には少子化もあり、地域的偏りが顕在化。平成31年には武蔵台小学校が現在の70%、高根、高萩北も85%の規模になると推定される。これは今すぐの問題ではないが、長期的には地域と市の活力の問題として非常に重要である。どう捉えているか。

(2) 今後どのように検討していくのか。

教育委員会の昨年度の議論の中で、この問題はビジョンとして教育委員会だけでなく、市全体のことを考えるべきという議論があった。従来から学区再編は難しいという方針の下、6地区の特色をさらに生かして、地域と市の活力が伸びる、そういう方策を探る場が必要ではないか。

一部事務組合との関係

1 旧西部広域事務組合の使途不明金について

(1) 事件の解明の進捗をどう把握しているか。

事件の解明は進みんだが、市としては進捗をどう把握し、市民にどのように説明してきたか。また、今回と同じ事件が平成21年にもあったとのことだが、事務組合から通知があったのかどうか。

(2) 一部事務組合の決算、財政状況の把握に関してどのように関与しているか。

旧埼玉西部広域事務組合には、市から一般財源の負担金が平成24年度において広域消防分としては約7億8500万円、うち地方債として8770万円を発行している。

第1、財政援助としての負担金には当該団体の監査委員の監査権が及ぶというのが定説。今後市はこの解釈で対処するのかどうか。

第2、財政状況の把握に関して、財政健全化法の5つの指標のうち、実質公債費比率と将来負担比率は、一部組合も対象となっている。この観点から、構成団体としてのどのように関与したのか。

2. 一部事務組合の情報開示について

(1) 現状の情報開示は不十分と考えられるが市の見解は。

一部事務組合とは執行も議会も完全に独立した団体で、市民にはなじみの薄い仕組みで、わかりにくい。一部事務組合が発する情報をまとめる、そういうホームページでリンク情報などへの改善が必要ではないか。

3. 地方自治法改正事項の適用について

(1) 特例一部事務組合として簡素化と透明化を図るべきと考えるが、市の考えは。

平成24年9月5日、地方自治法の一部を改正する法律が公布、第287条が改正された。これはなじみの薄い事務組合を各構成団体に近くして透明化させようという趣旨で、まさに今回の事案に相当するもの。事務組合の議会を各構成団体の議会をもってかえ、同じく監査委員も各構成団体の監査委員をもって行うというのが趣旨である。この

改正について市はどのような見解をお持ちか伺いたい。

住宅政策について

1 市営住宅維持管理事業について

(1) 日高市営住宅長寿命化計画の概要と市民コメントの成果について。

3棟110戸を対象とする日高市営住宅長寿命化計画が具体的な事業として出発。老朽化公共施設の維持管理は、市の今後の大きな課題である。

計画案は、市民コメントを経て5月に策定されたが、市民コメント結果はゼロと公表されている。本計画の基本方針から、修繕管理による長寿命化ということで、ファシリテイマネジメントが事業目的か。

計画期間は10年はちょっと長いのではないか。また、予算計画が伴っていないのはなぜか。

平成24年度土木費予算の中の市営住宅維持管理事業に長寿命化計画策定委託料とある。予算264万円、この成果が

公表されたA4判5ページの計画だが、この委託料金額は妥当か。

市営住宅長寿命化計画事業は、財団法人地方自治研究機構との公共施設維持管理の共同研究調査の対象となるのか。

(2) 計画案に住民意見はどうか。反映されたか。

市営住宅は、階段や入り口の掃除が非常に行き届いており、住民の意思が行き届いている。第1に、住民は計画があることは知らなかったように、アンケート調査等でも意見を求められなかったようだ。住んでいる人の意見を聞くことなしの策定は妥当なのかどうか。

第2に、市が経営する住宅事業は、部屋の内外でのバリアフリー化や環境整備、これが目的であり、市の事業として市内住宅や住環境の模範となるべき事業でなければならぬ。住民意見を聞き、計画の趣旨に取り入れるべきではないか。

(3) 市の「住生活」政策の環境として位置づけられているのか。

市営住宅はファシリテイマネジメントと同時に、住生活施策である必要がある。計画を読むとこの面からのアプローチは十分では位置づけについての認識はあるか。公共施設といっても、家賃を基礎にした公共施設であり、修繕や改修、維持管理はこれとの合理的な関連を持って行われるべき。住宅会計に相当するものはあるか。ちなみに家賃収入、年間収入はどのくらいか。

2 総合計画実施計画での住宅施策について

(1) 住宅、住生活にかかわる事業としてどのようなものがあるか。

総合計画の実施計画においては、市営住宅維持管理事業が基本目標として「快適に暮らせる安心・安全のまち」に位置づけられているが、施策としては公共施設の運営や長寿命化というくくりになっており、住宅、住生活という視点が希薄のように感じられる。そこで、改めてその視点から事業を見た場合に、住宅、住生活にかかわる事業としてどのようなものがあるか。

(2) 住民福祉の全体的実現としての組織横断認識があるか。
 住宅、住生活にかかわる事業は、各部各課に分散し、縦割りの中で当処理されるもの。市民の住宅、住生活の質と住環境の向上というものが市政の大きな目的ではないか。総合的に組織横断的な認識は市としてあるか。

(3) 空き家ストック流通対策を行う考えは。

世帯数の減少があり、さらに高齢化や老朽化に伴い、空き家は大きな問題になりつつある。管理安全上の観点から条例化にするという議論は多いが、空き家ストックの活用や市場流通化ということも、住宅、住生活対策及び産業振興面では重要なこと。市内には多様な空き家ストックが存在しているが、その必要性についてどう考えるか。

(4) 定住促進事業の位置づけについて。

市の事業に定住促進事業という事業がある。定住の促進という施策の展開の中で、空き家ストックの活用に言及している。また、戦略プロジェクト

クトとしながらも、実際の事業としては打ち出せないでいる。具体的取り組みについてどう考えているのか。

3 住生活基本法と住生活基本計画の策定について

(1) 国交省全国計画と市町村計画をどう認識しているか

住生活基本法は平成18年6月に施行された法律で、住生活の確保と向上の促進に関して、国を初めとして県や市町村が責務として基本計画を定めなければならないとされている。

この世帯減少時代の到来を前にして、住生活の質と住環境の向上を図る政策に転換しなければいけないという道筋が国からも示された。県も策定しており、子育て力、環境力、地域力、この3つの力の向上を住宅政策をてこに向上させるというのが基本方針である。

県はこの3つの力を高めるため、住宅供給重点地区を設定しており、日高市もその中に入っている。優良な住環境があり、区画整理地を初め良質な住宅資源が存在すること

が理由かと思うが、この政策潮流をどう理解し、住生活基本計画の市町村計画の策定についてどう認識しているか。

(2) 市民誘致の発想が必要ではないか。

以上を踏まえて、住宅、住生活関連事業を連携させて、住むに値する、定住したいという価値をつくり出す政策のベストミックスをつくって市民誘致を行うべきではないか。人口増や安定的税収確保として市民誘致は企業誘致と並んで重要ではないか。

市民生活部関係

1 市民まつりについて

(1) 運営と配置の発想転換は可能か。

私は毎年市民まつりに行くが、帰る段になって必ず同じ思いを抱く。顧客優先、顧客重視に基づいた運営なのかどうかということ。お年寄りや子供や家族が植え込みのわずかに余ったところで、押し合

んでいる。これは全然誇張ではなく、実態である。

現状の休息所は、玄關上の階段を上ったところ。これは余った場所でもいかにも宛てがったという印象を受ける。福祉優先の顧客重視、老若男女を問わず、子供も家族も一緒に休める空間をまず確保した上で、さらに商店街通路づくり、これはある意味で福祉社会のまちづくりの発想でもある。そして、出店の売り上げも上がる、そういうウイン・ウインの関係を期待できる配置が必要ではないかと思う。そこで、2点伺う。

まず、市民まつりの予算は幾らで、どのような仕組みで進められているのか。

次に、発想の転換について。23回という積み重ねと各種の団体や縦割りの中での発想や進め方の転換は非常にむずかしいと思われる。しかし、企画・運営のところから発想の転換を行って市民まつりを新たな市民憩いの場として創り上げるために必要では無いかと思うかがか。



【編集後記】

平成25年6月、第3回定例会の一般質問を掲載しました。今回は特に盛りだくさんの質問でした。中身の異なる4テーマを質問するには、1時間の中で質問持ち時間20分前後というのは厳しい。分量を削減すれば良いわけですが、テーマを強く意識したときが吉日で、なるべく簡潔でも行うようにしています。今回の質問の中で、住宅政策に関わる問題は、まちづく

りを、どういう方向に進めるべきかという基本的課題と関連しています。人口増と地域活性化を、市民誘致というキーワードで総合的・全体的に進めるべきで、企業誘致だけが誘致では無いという視点の提供に今後も務めていきたいと考えています。教育長の答弁は、今までの非公式あるいは量的に十分ではなかった広報ひだかの発信に比べ、議会での答弁という公式発言で、十分に考え方を述べられた、と思います。横山秀男